

随 意 契 約 理 由 書

工 事 名 : 保全管理工事 (30-建築)

契 約 相 手 方 : 阪神高速技術株式会社

随意契約理由: 本工事は、阪神高速道路の付属施設(建築)の健全性確保にかかる日常的な維持管理として、保守点検・清掃、損傷発生時の機能回復に必要な補修等を実施する工事であり、その円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速道路の本体構造物及び付属施設の状況、当社の諸技術基準や管理規定に精通し、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。

阪神高速技術(株)は、阪神高速道路の日常的な維持管理に関する工事・業務において、これまでに良好な実績を挙げており、阪神高速道路の本体構造物及び付属施設の状況、当社の諸技術基準や管理規定を熟知しているばかりでなく、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。

よって、同社は、他者よりも本工事を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。